

2009年2月12日  
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年2月3日付けで諮問（第372号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

2009年（平成21年）4月1日から100歳以上の高齢者を対象に、医療費の自己負担分（1割又は3割）を無料とする福寿医療費助成制度が開始される。

この制度は、長年にわたって社会に貢献してきた高齢者に敬意を表し、一層

の健康と長寿を願い、将来にわたって安心して暮らせる福祉社会の実現をめざすものである。

対象者は障害者等医療費助成制度と同様に、受診する医療機関において後期高齢者医療被保険者証と福寿医療証を一緒に提示することにより、医療費の自己負担分が無料となるものである。

事務処理としては、届出書及び申請書の受付、受給者の資格管理、医療費助成給付等の福寿医療費助成制度に係わる業務を行う。

この事務の実施にあたり、制度が開始する4月1日に100歳以上となる対象者に、あらかじめ福寿医療証交付申請書（以下申請書）を送付し、申請を受けた後に医療証を交付するものである。

また、翌月以降に100歳となる対象者にも同様の手続きを行うものである。そこで、申請書を送付する対象者を抽出することとなるが、生活保護受給者、障害者等医療費助成制度及びひとり親医療費助成制度の各受給者については、既に医療費が無料となっていることから、対象から除外する必要性が生じている。

それらの各受給者を除き、申請書等を送付することにより事務が円滑に行えると考える。

このため、今回、生活保護受給者の情報を利用させることについて諮問するものである。

## (2) 個人情報を利用させる必要性について

### ア 生活保護受給者情報を目的外利用させる必要性について

福寿医療証は、2009年（平成21年）4月1日までに、対象者に交付する必要がある。

100歳に達する対象者に、あらかじめ医療証交付申請書等を送付する予定であるが、生活保護受給者など制度対象外となる者については、既に市が保有する情報によって除外することにより事務が円滑に行えるものである。

そこで、各受給者情報を保有している生活福祉課の保有している受給者情報を利用させることが、合理的かつ正確な情報を得る方法であり、福寿医療費助成事務が適正かつ効率的に行われることになると考える。

また、2009年（平成21年）4月以降についても毎月新規対象者の把握を行うため本人以外のものから個人情報を収集させ、目的外利用させるものである。

### イ 保健福祉課に個人情報を目的外利用させる個人情報の内容について

生活保護受給者情報のうち住所・氏名・生年月日・受給資格得喪年月日

## (3) 個人情報を利用させることに伴う本人通知の省略について

事務の目的が福寿医療費助成制度に該当する者の資格確認に用いるもので、既に他の制度により除外される者に通知することによって混乱を生じる可能性

があるため、個別の通知は省略するものである。

なお、生活保護受給者、障害者等医療費助成受給者及びひとり親家庭等医療費助成受給者に係る個人情報をも本人以外のものから収集し目的外に利用することについて、保健福祉課が広報（2月25日号）に掲載し事前周知を図る。

(4) 実施時期

2009年（平成21年）2月23日

(5) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させる必要性について

福寿医療証は、2009年4月1日までに、対象者に交付する必要がある。

100歳に達する対象者に、あらかじめ医療証交付申請書等を送付する予定であるが、生活保護受給者など制度対象外となる者については、既に市が保有する情報によって除外することにより事務が円滑に行えるものである。

そこで、各受給者情報を保有している生活福祉課の保有している受給者情報を利用させることが、合理的かつ正確な情報を得る方法であり、福寿医療費助成事務が適正かつ効率的に行われることになる。

また、2009年4月以降についても毎月新規対象者の把握を行うため本人以外のものから個人情報を収集させ、目的外利用させるものである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略をする合理的理由について

事務の目的が福寿医療費助成制度に該当する者の資格確認に用いるもので、既に他の制度により除外される者に通知することによって混乱を生じる可能性がある。

なお、実施機関では、生活保護受給者、障害者等医療費助成受給者及びひとり親家庭等医療費助成受給者に係る個人情報を本人以外のものから収集し目的外に利用することについて、保健福祉課が広報（2月25日号）に掲載し事前周知を図ることとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上